

第 42 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 11 月 8 日（金） 9:58～12:10

2 場 所 経済産業省別館 104 号会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬佐和子

（委 員） 黒澤昌子、津谷典子

（専 門 委 員） 荒木万寿夫、久我尚子、佐藤香

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課：永島課長、佐藤企画官、寺田統計専門官

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官、木村副統計審査官、小野企業統計体系整備専門職

4 議 題 全国消費実態調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 では、定刻よりちょっと早いですけれども、皆様おそろいですので、始めさせていただきますと思います。

ただいまから、第 42 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

私は、樋口統計委員会委員長より、統計委員会令第 1 条第 3 項の規定に基づき、今期の人口・社会統計部会の部会長に指名されました白波瀬と申します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

今回の部会では、10 月 30 日に開催されました第 69 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「全国消費実態調査の変更について」の審議を行います。

今回、審議に参画いただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考 1 として、部会委員等名簿が配布されています。また、本日、御出席いただいている方の一覧は、配布資料の上にございます。

よろしく御確認ください。

それでは、本日は、本件に関しての第 1 回目の部会となりますので、配布しております出席者一覧の順で、皆様から簡単に自己紹介、御挨拶をお願いいたします。

では、委員の方からお願いいたします。

名簿順で委員の方の黒澤先生からよろしく願いいたします。

一言、どうぞ。

○黒澤委員 政策研究大学院大学の黒澤と申します。

専門は労働経済学、特に能力開発の在り方ですとか、効果の計測などを計量的に分析す

るようなことをやっております。

なかなか勉強不足のところがあり、また、小さい子どもを抱えているものですから、欠席ですとか、途中で退席とかをすることが多くなるかもしれません。皆様に大変な御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、精いっぱい頑張らせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 津谷委員、お願いします。

○津谷委員 慶應義塾大学の津谷でございます。

専門は人口統計でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 では、荒木委員、よろしくお願いいたします。

○荒木専門委員 青山学院大学経営学部の荒木と申します。

全消は大学院を出たぐらいに、マクロのデータを使って分析させていただいて、随分全消にはいい教育をしていただいたと思っておるのですけれども、また調査がよく改善されていく場に立ち合わせていただけるというのは、大変光栄に存じております。

よろしくよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 久我専門委員、よろしくお願いいたします。

○久我専門委員 ニッセイ基礎研究所の久我と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

普段は、生活研究部というところに所属しております、若年層を中心とした消費者行動の分析を専門としております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いします。

それでは、佐藤香専門委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤専門委員 東京大学社会科学研究所の佐藤香と申します。

よろしくお願いいたします。

専門は、教育社会学の領域で、計量的な社会調査を行って、就業構造とか学校教育との関係とか、そういったところをやっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 どうもありがとうございます。

では、審議協力者の方に移らせていただきます。

藤原様、よろしくお願いいたします。

○中畑財務省大臣官房総合政策課情報管理係長 財務省からは、藤原がお邪魔を致しますが、本日、所用のため、代理でまいりました中畑でございます。

よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしくお願いいたします。

では、田邊様、よろしくお願いいたします。

○田邊厚生労働省人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 厚生労働省統計情報部で世帯統計を担当しております田邊と申します。

よろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 齋藤様、お願ひいたします。

○島内農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官調整第一係長 農林水産省ですが、ちょっと齋藤が所用のため、出席させていただきます島内と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひします。

上野様、お願ひします。

○間中経済産業省大臣官房統計企画室課長補佐 経済産業省の統計グループ統計企画室の上野は今日所用で代理として補佐の間中と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 よろしくお願ひします。

○平沢国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平沢と申します。

よろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 お願ひします。

塩谷さん。

○塩谷日本銀行調査統計局経済統計課企業統計グループ企画役 日本銀行調査統計局で全国企業短期経済観測調査を担当しております塩谷と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひします。

古川様、お願ひします。

○古川東京都総務局統計部社会統計課長 東京都統計部で社会統計課長をしております古川でございます。

どうぞよろしくお願ひします。

○白波瀬部会長 では杉本さん、お願ひします。

○杉本神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県の統計センターの消費・商業統計課長をやっております。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

では、調査実施者に移ります。

永島様。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計局の消費統計課長の永島でございます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願ひいたします。

佐藤さん。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課企画官 同様に消費統計課企画官をしております佐藤朋彦と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願いします。

○寺田総務省統計局統計調査部消費統計課統計専門官 同様に消費統計課の寺田と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 統計委員会の担当室の方からよろしくお願ひいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 統計委員会担当室室長の村上と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願いします。

廣瀬さん。

○廣瀬内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官 同様に調査官の廣瀬でございます。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願いします。

山田さん。

○山田総務省政策統括官付統計審査官 総務省政策統括官室で審査官をしております山田と申します。

よろしくお願ひ申し上げます。

○白波瀬部会長 お願いします。

坂井さん。

○坂井総務省政策統括官付国勢統計企画官 同様に統括官室で企画官をさせていただきます坂井と申します。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願いします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 同様に事務局の木村でございます。

よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

○小野総務省政策統括官付企業統計体系整備専門職 事務局の小野と申します。よろしくお願ひいたします。

○白波瀬部会長 では、以上、ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

次に、本日は、10月の統計委員会の委員改選後、最初の人口・社会統計部会でございますので、統計委員会令第1条第5項の規定に基づき、本部会の部会長代理を指名させていただきたいと思ひます。

本部会の部会長代理として、津谷委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでし

ようか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、津谷委員に部会長代理をお願いいたしますので、どうかよろしくをお願いいたします。

津谷委員から一言。

○津谷委員 どうぞよろしくをお願いいたします。

大変大きな調査で、皆様御苦勞されるかと思えますけれども、御一緒にやっていきたいと思えます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

お願いします。

本日の部会は、12時までを予定しておりますけれども、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。御予定がある委員におかれましては、御自由に御退席いただいて結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、部会審議の方法につきまして、皆様の御了承を得ておきたいと思えます。

御承知かと思えますが、統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められておりまして、総務省政策統括官室がその基準に則して事前審査をした結果が資料3「審査メモ」として示されております。

本日は、この審査メモに沿って、審議を行いたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、事務局から御説明いたします。

まず初めに、本日の配布資料でございますが、議事次第に記載のとおり、資料1から資料4までとなっております。

資料1が統計委員会諮問資料。

資料2が承認申請資料。

資料3が審査メモ。

資料4が調査実施者であります総務省統計局の説明資料でございます。

お手元でございますでしょうか。

また、参考資料と致しまして、参考1と参考2をお配りしております。

それでは、全体の審議スケジュールにつきまして、参考2を御覧いただきたいと存じます。

本日を含めまして、最大5回。加えて予備日も記載しているところでございますが、効

率的な審議をしていただけますよう、事務局としましては資料の準備をさせていただき、先生方もお忙しいことと存じますので、可能であれば4回程度の部会審議で終了したいと考えてございます。

その上でのおおむねのスケジュールはこれから申し上げるとおりでございます。

まず、本日、第1回目でございます。

事務局から諮問の概要につきまして説明いたします。

その次に、調査実施者から調査の目的、概要、変更計画案について御説明いただきます。

その後、事務局が審査メモにつきまして説明の後、審査メモに即しまして、審議をお願いしたいと存じております。

2回目、11月14日でございます。

2回目におきましては、まず、本日第1回目の部会で、委員、専門委員の皆様から出されました意見、それから質問等がございました場合に、その場で、本日の場で回答できなかった事項、それから部会終了後、委員、専門委員の皆様から御意見等が出された場合につきまして、それらについて説明をさせていただきます。

その後、審査メモに即した審議をお願いいたします。

11月18日の第3回目につきましても、第2回目と同じ内容で進めることとなります。

なお、18日の第3回目につきましては、可能であれば、答申（案）の骨子まで提示させていただきたいとも考えてございます。

その後、11月26日の第4回目の部会におきまして、答申（案）を提示し、答申（案）につきまして、御審議いただいた上、取りまとめをしていただければと存じております。

5回目それから予備日でございますが、答申案の取りまとめに仮に至らない場合に開催する可能性もあると考えてございます。

以上の部会審議を経た上で、12月中旬に開催予定の統計委員会におきまして、答申（案）をお諮りし、答申を頂きたいと考えてございます。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として、統計法で示されております三つの観点、まず一つ目としまして、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点。二つ目としまして、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、三つ目としまして、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点、これらの三つの観点を中心に御審議を頂きたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

今、御説明ありましたように、今日は基本原則という形で審議を行いたいと思っておりますけれども、全ての変更等がこの基本原則に戻ってきますので、また繰り返し適宜審議が行われるということになりますので、よろしく御了承くださいませ。

それでは、統計委員会への諮問の概要について、事務局の坂井企画官から説明をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国勢統計企画官 それでは、政策統括官室から説明させていただきます。

今回の諮問案件については、資料1を御覧ください。御案内のとおり、諮問第61号、全国消費実態調査の調査計画の変更についてです。

政策統括官室からは、審査を担当している関係上、調査の概要、主な変更内容、そして本部会において御審議いただきたい事項の計3点について、簡単に駆け足ですが御説明させていただきます。

まず、1点目ですが、調査の概要でございます。

資料1の7ページを御覧いただきたいと思います。

もう御参加の委員ないし専門委員の先生方は御案内のことなので、簡単に御説明します。

「調査の目的」は、家計の実態を調査するものです。全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得るということで、あくまで家計について調べるということでございます。

調査ですが、昭和34年から続いておりまして、非常に長い歴史がある調査でございますし、規模も総務省の統計局予算のうち、約24億円を占めており、かなり大きな調査でございます。

調査でございますけれども、2人以上の世帯、約5万2,400世帯、単身世帯4,400世帯の合計6万7,000世帯弱、これが甲調査の対象になります。

一方で、家計調査終了後の2人以上の約700世帯、これが乙調査の対象ということでございます。

このような大きな調査ですが、何に利用されているかということ、1枚おめくりいただきまして、8ページを御覧いただきたいと思います。

ここに書いておりますとおり、現在の全国消費実態調査につきましては、国においては年金の在り方、あるいは福祉の基礎資料と生活保護基準の評価ないしは検証ということに使われております。

一方「その他」のところに書いてございますけれども、内閣府のSNAの基礎資料として幅広く使われております。

また、地方においては、下の四角囲みに書いてございますように、地域の消費動向指数の基礎資料として使われています。

また、9ページを御覧いただきたいのですが、それは一応基本的な理由なのですが、その他の白書や学術研究、当然のことに民間企業でもお使いになっているということで、非常にユーザーは多岐にわたっています。

2点目は主な変更内容です。

資料1の10ページを御覧いただきたいと思います。

「調査事項」と「調査方法」という二つの四角囲みがございまして「調査事項」につい

では5点あります。

一つ目ですけれども、介護と消費の関係ということで、本年6月に骨太の閣議決定がなされました。

そこで、持続可能な社会保障の実現ということがうたわれており、これに対応するための変更ということです。

二つ目の育児と所得に関する実態です。

これは先般の安倍総理の成長戦略スピーチ等において、関連の御発言があったことを踏まえて、これに対応するための改善ということです。

その他に三つありますが、エネルギー、自然災害等のほかに、一番下ですが、本調査は比較的負担が重いということがありますので、そういう意味で、五つ目に書いてあるとおり、記入者負担を軽減されるという改善がなされておりますほか、結果精度の向上を図られるという改善がなされております。

具体的にどういう調査事項の変更があるかということにつきまして、若干御説明いたします。

資料1の2ページ目に戻っていただけますでしょうか。

ここで書いてありますとおり「変更の概要」として<調査事項に係る変更>事項が一応、2の(1)のアからウまでございます。

3ページ目に書いておりますように<選択肢に係る変更>として「(新設)」「(分割)」「(統合)」とかなり幅広く変更がなされております。

二つ目が「報告を求める者の変更」ということで、調査客体、対象者を変更されてございます。4ページでございます。

3点目に変更事項が5ページの調査方法の変更、これはいわゆる閣議決定でも言われておりますオンラインの変更をなされるということでございます。

「3 審議すべき重点事項」について、後ほど審査メモでまた詳細に御説明しますので、簡単にポイントだけ御説明します。

「(1)平成26年調査の実施に係る基本原則について」。

先ほど部会長から御説明がありましたとおり、基本的に今回の改正の基本的な哲学、考え方の部分です。

調査変更事項が約50事項にも及ぶものですから、それを一つ一つ議論していたらかなり時間を要し時間が足りないということで、統計局と事務局である政策統括官室で、今回「基本原則」というものを策定させていただきました。

それによって議論をお願いしたいと思っておりますが、ただ、基本原則によることとした場合、この基本原則なるものが必要十分なものかどうか、適切なものかということをお議論いただくことが必要かと考え、審議事項としております。

二つ目は、前回の答申での課題でございます。

アからエまで、かなり広範に指摘されております。

基本的には検討してほしいという事項でございますが、一部には対応するようという宿題もございます。

これらにつきましては、後ほどまた御説明しますが、これらについてもきちんと見ていただくということになろうかと思えます。

統括官室からは以上でございます。

○白波瀬部会長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、今回の全国消費実態調査について、その目的、概要、変更計画及び前回（平成 21 年）答申における今後の課題への対応等について、総務省統計局統計調査部消費統計課の永島課長から説明をお願いいたしたいと思えます。

なお、説明いただいた後、資料 3 の「審査メモ」において、具体的な変更内容等について議論いたしますので、簡単に説明をお願いいたします。

では、お願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計局の永島でございます。

目的、概要等というお話でしたけれども、今、統括官室の方からも御説明いただいたので、かなり重複する部分があると思えますので、簡単に補足的なことだけ申し上げさせていただきます。

まず、今、御覧いただいた資料 1 の関係で、7 ページでございますが「全国消費実態調査（平成 21 年）について」ということですが、目的等を、今、御説明いただきましたが、若干繰り返しになりますが、毎月家計調査という、家計・消費に関する調査を統計局で実施して公表しております。それで、日々の変化、月々の変化といったものは分かるのですが、それとは別に「全国消費実態調査」というもので、5 年に 1 度、構造統計と申しますが、詳細な分析ができるようなものとして実施をしております。

主に家計といっても、分かりにくいですが、収入、支出、資産という、三つの観点から家計の実態を捉えようというものでございまして、構造調査ということで、分析という意味では、家計調査は主に全国 1 本の数字が使われますが、地域別の分析、特に都道府県別みたいなものは家計調査ではできないものですから、都道府県別の分析なども地域分析。それから、構造という意味では、世帯の属性別に見る分析を行うことになります。

この世帯の属性別の分析を行うために、世帯票というものをこの調査でも設けておりまして、そこで世帯特性についていろいろ細かい事項をお尋ねするという構成になってございます。

ただ、この世帯票では、世帯の実態を見るわけではありまして、先ほど申し上げた家計の収入、支出、それから資産というものの分析に使う分析軸をとるために設けているものでございまして、そういう意味では、いわばツールですから、踏み込む範囲というものもおのずと限られてくるという部分がございます。

その点、ちょっとあらかじめ御了承いただければと思えます。

それから、若干繰り返しになりますが「調査の概要」のところ、調査事項というところ

ろに幾つか書いてございます。

実は、調査票が何種類もある調査でございますが、大きく甲調査、乙調査がございますが、甲調査の方では、本体となるものはやはり家計簿と言われるものでございまして、収入と支出について、調査対象期間、毎日つけていただいて、網羅的にこの収入と支出を把握するというためのものでございます。

家計簿Aと家計簿Bの違い等については、また審議があるときに申し上げたいと思います。

それから、この調査、1年間やっているわけではございませんで、9月から11月までを中心に行いますので、1年間のある特定の時期だけということになりますので、収入もその月の分しか家計簿では把握できないということがございますので、年収については、別の調査票で把握をするということで「年収・貯蓄等調査票」というものもございます。

こちらでは、年間の世帯収入、あるいは世帯主あるいは配偶者等の別に把握するのです。

それから、ストックですね。貯蓄現在高・借入金の残高というところも把握するというような調査票になってございます。

それから、先ほど申し上げた資産という観点からは「耐久財等調査票」というもので、主要耐久財等について把握するというような構成になってございます。

それから、乙調査というものは、いわば家計の個計化の状況を分析するためのツールでございまして、これは甲調査の対象者とは別の対象に行いますが、先ほど申し上げた家計調査、6か月間継続して調査をしていただくのですが、それが終わった世帯から抽出を行いまして、回答を頂くという形で行います。

家計簿Cというものと、個人収支簿というものを使いまして、特に個人収支簿の方が分かりやすいと思いますが、いわば、こづかい帳と俗に言われるものでございまして、各世帯員が個人的な収入を得て好きに使うわけですけれども、その使途がどこにあるかということが記入いただけるようなものになってございます。

その各個人への個人的な収入がどのくらいあったかに関するものが、元帳みたいな位置付けになりますが、家計簿Cでございまして、これは通常の家計簿を記入いただく方が書いていただくという形になってございます。

調査の概要として、やや補足的でございますが、以上の点をつけ加えさせていただきます。

あと細かい点については、個別の恐らくこの後の審議のときに説明させていただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、現時点では一旦割愛します。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

調査実施者から御説明いただきました変更等の計画に関し、総務省において事前審査を行った結果について、資料3の「審査メモ」に基づいて、事務局の坂井企画官から御説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国勢統計企画官 それでは「審査メモ」に基づきまして、御説

明いたします。資料3を御覧ください。

この審査メモですが、今、部長がおっしゃったとおり、この審議のスキームとしては、まず審査部局である統括官室が見る。その上で、委員会及び部会で御意見を賜るという形になっているものですから、ちょっとその辺の構成も含めて御説明いたします。

審査メモの構成ですが、まず柱が二つございまして、一つ目は1ページ目の「1 全国消費実態調査の変更について」の部分で、二つ目は、8ページの下の方を御覧いただきたいのですけれども「2 前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応」ということの二つで構成されています。分量が9ページまでありますけれども、基本的に変更事項を重複的に書いている部分がございます。

一つ目の調査事項の部分に戻っていただきまして、これは更に二つに分かれます。一つ目先ほどの「諮問の概要」の説明で触れさせていただいた重点的に御審議いただきたい事項でもある基本原則についてでございます。

ここでは後ほどまた統計局から説明があると思いますので内容は触れませんが、部会審議のベースになる考え方、哲学の部分ということでございまして、部長がおっしゃるとおり、事務局としても今後の議論の道しるべ、軸になるものだと考えております。

二つ目は、6ページの（2）からの部分でございまして、こちらが調査計画の変更部分の本丸であり、本体部分でございます。

なお、ざっと御覧になったらお分かりのとおり、まず四角の囲みで基本計画の考え方ですとか、変更内容を書かせていただいて、その下に「（審査結果）」というものがございしますが、これはいわゆる審査部局としての政策統括官室における現時点での審査の結果でございます。

「適当」とか「合理的」とか、いろいろ書かせていただいています。

最後に、論点として、この部会、委員会で御議論いただきたいことを書かせていただいたという形でございます。

それでは、個別に主なポイントについて簡単に御説明します。

まず1ページ目から6ページ目までの「基本原則」の部分でございますけれども「①基本的な考え方」の部分では、これは大きな考え方の部分でございまして、今回の変更にあたっての考え方のいわゆる土台に当たる部分と事務局は理解しております。

ここについては、御確認いただけたらなというぐらいに考えております。

「②調査事項」部分以下ですけれども、これにつきましては、①を踏まえた考え方として、それが合理的であるかどうかを御審議いただくということをお願いしたいと思います。

「基本原則」の論点ですが、内容の確認ですとか、考え方が合理的かを見ていただくわけですが、当然のことながら本調査は歴史が長い統計調査なので、変更のない部分というものまであえて御議論していただく必要もないかなと思っております、時間の節約の観点から、その部分は論点として触れておりません。

ただ、その議論を制約するという趣旨ではございませんので、そこは必要に応じて御審

議いただければと考えております。

2点目の6ページ(2)から本体事項に入るわけなのですが、ここでは後ほどまた統計局から説明がある「改正一覧」というものが「基本原則」とセットで用意させていただきます。

その短冊ごとに御説明があると思います。それにつきまして、変更内容が果たして適切かどうか。変更に至る理由、経緯等がその妥当性ですとか、更なる改善の余地がないかというところについて御議論いただければと考えております。

三つ目、最後ですけれども、8ページ目からの前回答申に対する課題でございます。

ここはかなり大きな課題が付されてございました。

9ページも御覧のとおり、9ページを丸々使うぐらいの課題でございます。

ここについても統計局から検討状況、対応状況について御説明がございますが、そこについての適否等を見ていただくことはもとより、そもそもここに記された各課題が本当に適当なものだったのかということも含めて、社会経済情勢が変わっていますので、そういったことを含めて御議論いただければというつもりで事務局は考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、何が合理的かというところで、基本原則を議論するということなのですが、こういうときに社会学者は何が合理的かというのに文句を言いがちなのですが、そういうことは時間の関係上、ちょっとはしよらせていただいて、基本的な考え方を、皆様と議論させていただきたいと思います。

それでは、資料3の「審査メモ」に記載されました論点に沿って審査を進めていきたいと思っております。

本日の第1回目で「基本原則」について審査を全て終える予定にしたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、限られた時間で効率的に御議論していただくため、審査メモの記載の論点に沿って変更事項ごとにまとめて御議論いただきたいと思います。

では、初めに、審査メモの1ページ「1 全国消費実態調査の変更について」の「(1)基本原則 ①基本的な考え方」に記載の論点について、統計局の調査実施者から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、今度は資料4という束がございます。

「総務省統計局説明資料」という束でございますが、この資料4-1が先ほど資料3に出てきました審査メモへの回答ということで用意してございます。

適宜、引用部分などもございますので、この資料を見ていただければ大体分かると思いますので、資料4-1に則して御説明を致します。

今、御指摘にあった1の(1)「①基本的な考え方」ですけれども、1ページのところ

でございます。

基本原則の基本的な考え方は四角囲みのところに引用してあるとおりでございます。

ちょっと時間も効率的にというお話がございますので、事前に配布されていますので、一々読み上げることは致しません。この論点と致しましては、今回の26年調査におきまして、見直しの観点が四つあるということですが、それぞれどのような考え方、根拠等に基づくものかという論点でございます。

四つの「a」「b」「c」「d」について、それぞれ申し上げていきたいと思いますが、まず「a」の関係が近年の課題、あるいは新たなニーズへの対応ということでございます。

まず「a」の中の一つは、少子高齢化ということが今の社会で大きな問題であるということで、この全国消費実態調査は、社会保障の関係でも広く使われておりますので、持続可能な社会保障の実現に向けてということから介護関係の施策あるいは少子化対策といったところを念頭に置きまして、介護・育児とそれからこの全国消費実態調査のターゲットであります所得・消費といったところの関係をより今までよりも精緻に捉えられるように変更したいというような目的のものでございます。

それから、また、別の観点ですが、最近、2年前の東日本大震災を始め、最近大きな風水害、被害を出しておりますが、大きな自然災害というものがこのところ多くなっているということで、そういった自然災害という要因が被災した方の家計に与える影響といったものをそうでない方と比較することによって分析していこうということで、そのための情報を得たいという観点でございます。

2ページに参りまして、「b」のところは、結局、別紙1参照になっておりまして、更に先を行っていただいて、11ページの次に別紙1というものがついてございます。

ここは1ページ目の方は基本的にはこれまで指摘いただいた事項の引用部分でございます。そこよりは裏面の2ページに行ってくださいまして、下の方に四角囲みしております「●対応状況について」というところを御説明させていただきたいと思いますが、2点あって「(3)暮らし方の変化に対応した統計の整備」と「(5)環境に関する統計の段階的な整備」というところがありますが、(3)は、実はこの委員会の前のメンバーの方であった統計委員会の時代に、基本計画部会第2ワーキンググループ会合というところで御説明をさせていただきまして、一応、議論されたという整理になっておる事項でございます。なので、ちょっと詳細は今は省略いたしまして、(5)の方でございますが、これも平成23年度に一度審議が終わっているところでございますが、今回、その「※」のところでございますが、括弧書きのところでございますが、今回の調査で平成21年調査で入りました「ハイブリッド車・電気自動車」という区分を更に今回は「ハイブリッド車」と「電気自動車」に分けるといって変更をしております。こういったところが更なる改善に当たるというようなところでございます。ただ、大筋、ここに記載してある資料1の記載については、対応しているところでございます。

それから、また本体に戻っていただいて、実はその次の「c」は別紙2の関係部分でござ

います。なので、続けて見ていただいた方がいいかと思いますが、前回の統計委員会での審議の際、頂いた今後の課題について、どのような対応になっているような関係でございます。

1 ページ目のところは【a 貯蓄現在高を世帯別に把握することの可否について】が真ん中のあたりにございますが、貯蓄現在高を世帯員別に把握することについて検討しろという課題でございまして、その検討状況でございまして、貯蓄の現状を踏まえますと、親が子供名義の口座を持っていて、そこに親自らが貯蓄している場合であるとか、あるいは奥様の給与を旦那さん名義の口座の方に振り込んでいる場合など、普通に身近に考えても結構ある話だと思いますけれども、そういった状況にあることを踏まえますと、口座にある貯蓄現在高が口座名義人イコールという状態とは必ずしも限らないということがございまして、世帯員別の貯蓄現在高というものを正確に把握するということは、なかなか実際には困難なものであると考えております。

また、年収とか貯蓄といったものは、割と秘密にしたがる傾向がございまして、世帯にとって忌避感が強いということがございます。

忌避感が強い項目を新設しますと、これまでとれていた項目も含めて拒否みたいなことになるということが実際には起こりがちであるものですから、そういったマイナス面の可能性も考慮して、あるいは現実的な把握の難しさということも考慮しまして、貯蓄現在高を世帯員別に把握するように変更することは現実的ではないのではないという検討結果に至っております。

続きまして、2 ページ目でございます。

家族形態が多様化していることを踏まえて、家族類型というものを更に詳細化するようなことについて課題を頂いているのだと理解しております。

ちょっと細かくなりますが、今回、甲調査の世帯票の中に、いろいろ各世帯員別に属性を聞いておりますが「配偶者の有無」というものを各個人に改めて聞くような質問を追加してございます。

世帯主との関係はこれまでも把握できておりましたので、世帯主の配偶者については、配偶者の有無が分かっているというようなことがありましたけれども、ほかの世帯員については配偶者のあるなしが分からないことによって、どのような世帯員同士の関係にあるかということが必ずしも明確でないということがございましたので、この質問を追加することによりまして、家族の類型分けがより正確かつ精緻にできるのではないかとということで、このような変更をさせていただきたいと考えてございます。

以上が2 ページのところでございます。

3 ページに参りますが、こちらは資産の関係から、住宅関連の事項を幾つかこれまでも世帯票の中で聞いておりますけれども、そういった事項について、住宅・土地統計調査あるいは国勢調査といったほかの統計調査において、同様な質問、調査事項があるのですけれども、それとの関係を整理しろというような課題であったと理解しております。

これにつきましては、全国消費実態調査の目的に照らしますと、所得・消費・資産という三つの面を捉える調査でございまして、このうちの資産というところに深く関わってくるものでございます。

資産の中で、普通の世帯の方はやはり大部分が住宅とか土地に係るものということになってまいります。

そういうことを考えますと、基本的には全国消費実態調査の中で、やはり把握していく必要があるというように考えてございます。

ただ、そうは申しましても、例えば、資産の面からどのような使い方をこの統計でしていくかということを考えますと、資産価額の算出であるとか、あるいは帰属家賃といった別の統計で使うものの計算であるとか、そういったところに使っていくということが主な使い道になりますけれども、そういった面から見ると、余り要らないのではないかという項目も実はあるということで、普及率が高くて、帰属家賃の算出に現在では不要になっております「水洗式トイレの有無」という項目であるとか、資産価額の算出の際には使っておりませんでした「現住居以外の住宅の所有用途」、「現住居以外の土地の所有目的」といった項目については、例外的に、今回、削除をさせていただいているというような整理でございます。

それから、5ページに参りまして、過去からの経緯で2点御指摘を頂いております。

まず【a 株式を国内、国外別に把握することの可否について】と書いてある方ですが、世帯の保有する株式について、国内の株式なのか、国外の株式なのかを区別して把握できないかという宿題でございます。

これにつきましては、いろいろこの資産について聞いている項目の最後に「上記のうち外貨預金・外債」という項目が従前からございまして、この中に実は外国の株式といったものも入っているという関係がございました。

そういう意味で、調査はしておるということでございますが、ちょっと分かりにくいということがございましたので、このような御指摘を勘案して、より正確に調査を行うという観点から、調査票の中に、外国株式という文言を明記させていただくような変更を考えてございます。

ただ、株式自体の国内・国外別の単独の把握ということにつきましては、現在、投資信託などの場合、結構持っている世帯が多いのですけれども、この場合には、いろいろなところに投資がされていって、結局、国内外を問わず、いろいろな債券・株式が組み合わさっている商品というものが普通に販売されておまして、そういった実態を踏まえまして、純粋に国内株、国外株だけを把握するというのはなかなか事実上困難ではないかというように考えておりますので、それについては、今の正確性を向上させるという対応を持って御対応させていただいたというような検討結果でございます。

それから【b 「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の把握の可否について】として書いてございます方ですが「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」について、資産として把握し

なくていいのかという宿題でございますが、これについては、実は私ども検討の過程でインターネットを用いたアンケート調査を別途行わせていただきました。

その結果、今言った宝石等、該当するものを所有している世帯のうち、63.1%について時価金額を把握していないということが判明いたしました。

また、そういったことから、正確な評価額というものをこの世帯調査において把握していくことが現実的には難しいというような結論に至りまして、当該項目については、調査事項としては採用しないと、私どもでは判断いたしております。

以上が、別紙2のところでございます。

すみません。実はまだ途中でございまして、また資料4-1の2ページに戻っていただきまして、非常に長いので皆さんお疲れと思いますが、最後の「d」というものがございます。

これについては、その他の項目でございまして、中に三つ論点がございまして、そのうちの最初のもは「耐久財品目」、耐久財等調査票で調べているものでございまして、これにつきましては、見直しについては、最近時点の価格であるとか、耐用年数、普及率、消費行動の変化等を総合的に判断して、品目の見直しを行っております。

これについては、別途、また論点がセットされておりますので、ちょっと詳細についてはそこで譲らせていただきたいと思います。

それから、あと「記入者負担の軽減」と「結果精度の向上」という観点からの見直しも行っている、これについても、観点は読んで字のごとしですので、省略させていただきたいと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

大変多くの情報量なのですけれども、ただいまの説明に対しまして、御意見等があれば、御発言いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

挙手をお願いいたします。

ちょっと一度にたくさん情報量が入ってしまって、基本原則と言っても具体的な質問項目との連動で御説明いただきましたので、そのところちょっと若干混乱があったかもしれないのですけれども、そういう意味で、具体的な質問項目のところでもまた戻るといった構造になっておりますので、そういう意味では、今、何も言わなかったから終わりとか、オーケーと言ったら、もうそれでというようなものではなくて、今回のやり方としては一応考え方を中心にということで、何度か繰り返すことによって議論を膨らませていただくという考え方で進めさせていただいておりますので、どうか御自由に御発言いただければと思います。

では、佐藤専門委員、お願いいたします。

○佐藤専門委員 「a」「b」「c」「d」の四つについて御説明いただいたのですが、「a」の方は、まず「介護・育児」を世帯票に盛り込むということですね。

これについては、妥当というか、家計の中で子育て費用あるいは介護費用というものは、負担になり始めると非常に重いということが言われていますので、当然、盛り込まれるべきだと存じます。

それから、自然災害の方は、大変重要な問題だとは思いますが、この対象者の中に、そういう該当する方がどのくらい含まれるかということは、ちょっと分からないのか、確率的に言うと、そんなに多くなくて、災害に遭われた方ということで、きちんとその集団として捉えられるかどうかはまだちょっと疑問の点は残るのではないかと存じますが、もちろんそれがとればとれたに越したことはないと思います。

それから「b」の方ですけれども、これはどれで説明いただいたのですか。車の話とかでしたね。これも御説明でよく分かりました。

それから「c」ですね。別紙2で御説明いただいた点で、研究者が行う調査でも、収入や貯蓄の把握は極めて難しく、正確に回答してもらうことが難しいということはよく知られていますので、世帯レベルできちんと捉えられれば、それで十分だと考えられます。それ以上、立ち入ろうとすると、むしろ個別で申告されたものと世帯で申告されたものの合計値が合わないとか、そういうことが出てきますので、世帯で正確に捉えることの方が重要かと思えます。

それから、住宅・土地の話ですけれども、収入・支出と資産を捉えるというこの三つの原則を考えれば、ほかの統計があるからと言って、ここで住宅・土地という資産に全く触れないのはこの調査全体の構造が台無しになってしまいますので、ぜひ必要最小限のものであっても、入れておくべきであろうと考えます。おおむねここまでの御説明いただいた原則については、妥当な御説明を頂いたと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何か御質問。

津谷委員、お願いいたします。

○津谷委員 質問というよりむしろコメントですが、まず先ほどの佐藤専門委員からの御指摘の「a」ですけれども、もちろん「介護・育児と所得・消費の関係」は大変大事だと思うのです。

そのとおりなのですが、ここではやはり世帯票とうまく組み合わせて分析をしていくことを忘れないようにしないとイケないと思います。

この調査は5年に1度の構造調査であり、構造にはいろいろなものがあります。居住地も構造ですし、性年齢別の構造もあります。ただ、この調査では世帯単位で家計というものを把握する以上、やはり世帯の構造をきちんと押さえないと思います。それによって、この調査の有用性は大きく左右されると思います。

また今回の調査では、世帯主との続柄に加えて、配偶者の有無を尋ねる予定とのことですが、それに加えて、同居しているかどうかということもチェックしなくてはよいのでしょうか。配偶者がいても必ずしも同居しているとは限らないだろうと思うのです。単

身赴任もありますし、最近、別居も多くなっております。それらをどれぐらいこの設問でつかまえられるかについて考える必要があるのではないのでしょうか。

また、先ほど、震災の被害者はどれぐらいいるのか、悉皆調査ではないので予想がつかないというお話がありましたけれども、いろいろな調査から、シングルマザーやシングルファーザーも増えているのではないかと思われまます。そうすると、親御さんのところに帰られて、そして子育てをすることもあるかと思いますので、そのような場合にも、この人が同居しているのかどうかを把握をしなくていいのかなと思います。

あともう一つ思いましたのは、子育ての問題です。この調査は子育てについての調査ではありませんけれども、子育てのためにどれぐらいのマンパワーが居住している空間で得られるのかということ調べることも重要ではないかと思います。

最後に、あともう一つは、世帯票を充実させていくことは、とても重要だと思います。特に、子育てについては、お子さんの年齢によって大きく違ってきますので、そういう意味でも、クロス集計するときのマッチングができるように、世帯票の審議を慎重にやる必要があると思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 お二人の先生方から御意見を頂きました。ありがとうございます。

ちょっと追加、補足的な御説明をしたいと思います。

まず、世帯票の方でいろいろな情報を充実したのであって、それを世帯と組み合わせてどう集計に生かすかが難しいので、よく考えろという御指摘だったと思えますけれども、これについては、正にそのとおりに思っております、単純に取った事項とのクロス集計で終わりではなくて、どのような世帯類型として表章していくかということをも更に加えていく必要があると思っております、そこは頂いた御意見を踏まえて、更にやっていきたいと思えます。

それから、被災の関係について、幾つか頂きましたが、まず、東日本大震災の後、仮設住宅の方に移られている方がそれなりの比率おられまして、全然、被災の関係でとれないかということ、そんなことはないと思っております。

それから、それ以外の災害でも被害に遭われた方はいますけれども、確かに率がどれぐらいかが分からないのですけれども、被災の方がどうかということのほか、災害に遭われた方は家計の収入システムへの影響が非常に甚大ですので、そういった方以外の方だけで純粹に見るというものも分析の上では重要ではないかと思っております、そういった要素がない方に特化して、よりクリアにデータが見られるようになるというのも一つの大きな意味ではないかと思えます。ある程度被災の方はいるということと、それから純粹にそれ以外の方を見るという両面から、今回の事項の追加は意味があるのではないかなと考えております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、この時点で一応御了承いただいたと進めさせていただきたいと思っておりますけれども、繰り返しですが、また具体的な質問項目のところで戻る形になると思っております。

それでは、本論点につきまして、本部会での結論は妥当とさせていただきたいと思っております。

引き続きまして「②調査事項」以降について審議いただきますけれども、全体の議論の中で関連する議論があった場合は、繰り返しですけれども、各事項で議論した後も、各事項との関連を含めまして、再度、御議論いただくことにしたいと思います。

では、続いて審査メモの2ページ「②調査事項 イ消費（支出）」に記載の論点について、審議を行います。

なお「②調査事項 ア所得（収入）」につきましては、先ほど、事務局から「審査メモ」の説明にありましたとおり、従来から行われている内容が記載されているものでありまして、直接変更事項に該当する内容はありませんので、委員・専門委員の皆さんに審議いただく論点は設けられておりません。

それでは「②調査事項 イ消費（支出）」の論点につきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここでの論点は変更点のみで、微細なところに限られますので、少しその上の部分の説明を兼ねてお話をさせていただきたいと思っております。

「消費（支出）」については、基本的には家計簿というものを使ってある意味網羅的に把握していくというものでございますので、全部捉えているということがありますから、それほど大きく変更すべき内容はないのだと考えております。

家計簿ABCと3種類ございまして、家計簿Aというものが一番メインのものでございますが、そこで支出について、現金支出だけではなくて、クレジットカードの払い、口座自動振替などについても別途把握しているということでございます。

それから、家計簿Bの方は、家計簿Aで把握する範囲に加えまして、購入した地域であるとか、購入先の店舗の形態といったより詳しい属性も捉えることになっていまして、いろいろなことが分析可能な作りになってございます。

それから、家計簿Cは先ほど申し上げた甲・乙とある調査の乙調査の方に使用するもので、個人的な収支に関するものでございます。

今回、変更点とありますものは、論点のところを書いておりますが、プレプリントしている品目名の追加ということなのですが、こちらの意味が分かりにくいので、家計簿Aをご覧いただきたいと思っております。資料2の別紙の方に、色刷りになっているものでいろいろと調査票がついてございますが、別紙2-1というところに「家計簿A」というものがございまして。

御覧いただけますでしょうか。

それを2枚ほどめくっていただきますと「I 講座自動振替による支払」というページがございます。

ここは、主に月別に払うものなどで、口座自動振替になっているものが書き忘れられないように、具体の品名をあらかじめ印刷していて、ここに該当の月であるとか、金額などを書いていただくようにしています。これをプレプリントと称しておりますが、この中に今回追加のものがあって、左側のページの24番、25番といったところが、今回、新たに追加しているものでございます。

この論点はこの変更が妥当かというようなものになりますが、これについては、資料4-1の3ページにございますとおり、保育所及び幼稚園の児童数がそれぞれ約220万人、160万人いるということ、それから、今回、追加する育児との関係で、重要な項目であるということから、記入漏れを防ぐことが更に重要になっているということで、追加をさせていただきます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、委員の方から御発言、よろしくお願いいたします。

ここでの論点の一つは、家計簿にあらかじめ印刷されている品目は、十分であろうかというようなことで、これはもう具体に入っているようなところもあるのですが、あと少子高齢化等戦略会議等の関係で、保育所の保育料、幼稚園の保育料というものを別途挙げて品目として掲載されているというような変更点がございます。

いかがでしょうか。

○黒澤委員 すみません。ちょっと。

○白波瀬部会長 黒澤委員。

○黒澤委員 細かいことで恐縮なのですが、家計簿Aの新しく追加されたところにはちょっと関わらないのですが、すみません。学校の授業料というのは、例えば設備費とか、いろいろ分かれているところが多いと思うのですが、それは入る、それは入らないというような、説明は別途あるのですよね。

それは今日は配布されていますか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 「記入のしかた」の方に具体的には書いているのですが、今、手元に持ってきていないようです。

基本的に学校関係の口座振替になっている支払いを書いているだけで、口座振替になっていないものは少なくとも入ってこないということがございます。

○黒澤委員 保育所の保育料に関しても、例えば追加で最近はいろいろと食事代ですとか、特に認証保育園ですとかだと、追加で何らかのプログラムを提供してもらったときの支払いというものもありますけれども、それも一緒に中に入るという定義。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そのようになっている場合は、ここに基本的に入ってくるのだと思います。

○黒澤委員 そういうことですね。

その方がいいと思います。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

○津谷委員 まず、プレプリントをしたことはとても良いことだと思います。

プレプリントされることで回答者は思い出して、全部項目から落ちてしまうということがなくなると思います。そうでなくても回答者負担は大きいですから、プレプリントすることは賛成です。

ただ、これは本当に瑣末なことで申し訳ないのですが、保育所の保育料という表現はこれでよいと思いますが、幼稚園の費用は保育料という表現でよいのでしょうか。幼稚園は学校教育の一環ではありませんけれども、保育所とも違います。幼稚園の保育料という表現が言っていることは大体分かるので、これでもいいのですけれども、この表現はこれからずっとプレプリントして使っていく場合、正しい用語は何なのか確かめる必要があるのではないのでしょうか。学校の授業料という表現は分かります。保育所は保育料ですけれども、幼稚園については何というのが適切なのでしょうか。もし文部科学省の方がいらしたら、お教えいただきたいなと思います。小さなことですが、これは新しく入ってきた項目ですから確認する必要があるのではないのでしょうか。

○白波瀬部会長 文部科学省のことなのですからけれども。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと確認させてください。

余り不正確なことを答えても良くないです。

○津谷委員 お願いします。次回教えて下さい。

○白波瀬部会長 確認をして、次回、回答していただくということにしたいと思います。

文言は大切だと思いますので、何を書いてよろしいかというものも含めまして、ちょっと再検討で確認をお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

では、荒木専門委員、どうぞ。

○荒木専門委員 細かいことで恐縮なのですが、家計簿Bの方で、購入先を聞いているところがプレプリントで入ってございますけれども、個人的に興味があるからということがあるのですが、ネットでの発注にシフトしているということがあろうかと思うのですけれども、例えば、購入先でも、いわゆるディスカウンター、量販店でもネットで発注をして購入しているとか、あるいは百貨店のものでも贈答関係みたいなものに関しては、かなりインターネットで発注して、実際には実店舗に赴いていないということがあろうかと思うのですが、ここで想定している購入先の場合、その通信販売、インターネットと丸をつけさせようという範囲というのは、購入先を捉えようということ趣旨としているのか、それとも、その個人的にはそちらの方に興味があるのですけれども、発注がネットの方にシフトしていくという様子を把握しようとしているのかで、書きぶりが若干違ってくるのかなと思うのですが、趣旨としてどちらをとということなののでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 基本的には、インターネット通販の部分は、

インターネットという形態で販売されているというところを捉えようというものです。

○荒木専門委員 実際には実店舗に赴いたかどうかということということですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 店舗に赴いて店舗で買えば、店舗先の購入となりますが、ネットで注文して届いたら、インターネット通販になります。ネットで注文した注文先が百貨店経営のところであるか、スーパー系のところであるかという区別は、今回はとれないということです。

○荒木専門委員 とれないということですか。

分かりました。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

また、多分、細かいところは質問項目に行ったところで戻ってこなければいけないと思いますけれども、論点につきましては、本部会で結論は妥当ということで結論付けさせていただきたいと思います。

では、続きまして、審査メモの3ページの「②調査事項 ウ資産」に記載の論点につきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

よろしくお願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、資料4-1の4ページに行ってくださいまして、これは最初の論点のところ、ここもかなり細かいのですが、調査票のところを見ていただかないとここは理解できないかと思うのですが「年収・貯蓄等調査票」というものが先ほどの家計簿の後ろについてあるかと思えます

別紙2-4になりますが、これの裏面、第2面の方でございます。

ⅡとⅢ両方ですけれども、右から2番目といいますか、真ん中あたりにマークシートのようになっていて、「あり」「なし」という記載があると思えますが、この部分を今回追加している。

なぜこのような追加をしたかということ、従来ですと、この項目が金額がない場合は、0というものを記入していただくことになっていたのですが、持っていなければ、空欄にするという方がどうしてもいらっしゃるものですから、該当のものが全くなくて空欄なのか、つまり0円なのか、あるいは回答そのものをしていないということなのか、そういうことが分からないということがありましたので、ありかなしかということ聞けば、0円の方はなしと書いていただけるので、その辺りを明確に区別できるということで、結果の正確性の向上という観点から追加をさせていただいております。

実は、毎月やっている家計調査の方では、このような形で調査しておりますので、そこと合わせるような形にしたということでございます。

論点aについては以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、細かくなりますが、まず論点aのところ御意見ございますでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ごめんなさい。もう一個ございました。

あと桁数の関係で、1桁増やしている箇所があるということでございます。

ここはそんなに問題ないと思います。

○津谷委員 億です。

○白波瀬部会長 大きくなっています。

○津谷委員 10億です。

○白波瀬部会長 そういう方もいらっしゃる。

津谷委員。

○津谷委員 まず、ここであるかないかということについてフィルターをかけたということとはとても良いことだと思います。

お金に関する設問、とくに実際の金額を書くということは回答者にとって大変な負担感があるようです。忌避感もそうですけれども、面倒くさいと皆さんお考えになるようで、そうでなくともいろいろな家計簿をつけているのに、またかよというやはり気持ちになるようです。

ですので、なければ0と書いてくださいと明記することが必要です。

例えば、目立つように大書して、0の人に空欄にしないで0と記入してくれと指示しても、その設問への解答をしないで飛ばされてしまうことが多いので、やはりあるかないかをまずフィルターをかけて尋ねることは良いことだと思います。とはいえ、それでも相当な数の質問がマークシートにありますので、これはよほどうまく調査票を設計しないといけないと思いますが、回答に空欄が多くなってきているということへの対策としては、これが現段階では一番効果的ではないかと思います。

ですので、ここでは全部「なし」という回答になったら、これらを全て0とみなすと考えてやっていくということによろしいのではないかなと思います。これについて試験調査をなさいましたか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 家計調査をやっています、それなりの効果がありますので。

○津谷委員 家計調査でなさっているということですね。分かりました。

まずフィルターをかけて、あるといった人にだけ数値を書いてもらうことになって変わりましたか。フィルターがなかった時には、全部これが空欄になってしまったわけですから、欠損値が多かったということですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 結構、家計調査ではかなり前からやっていると思いますけれども、この欄を入れたことによる変化はなかったと理解しています。

○津谷委員 その当時はなかったのですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○津谷委員 分かりました。

前回調査、つまり今回の調査の5年前の調査では、どれぐらい無回答があったのですか。

もしデータがあれば教えて下さい。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと、今、手元に資料がないので、そこはまた後日回答させてください。

○津谷委員 これはストックの面で重要な三つの柱の一つですので、きちんと押さえた方がよいと思います。

○白波瀬部会長 貴重な基礎資料ですので、よろしく願いいたします。

久我専門委員、お願いいたします。

○久我専門委員 今と同じ件なのですが、0の人を区別するために「あり」「なし」とされたのは、非常に良いことだと思います。

家計調査の方でもう既にやられているということですが、数字を書くということは、非常に負担感があり、弊社でも調査で苦心しているところです。「あり」「なし」という欄を設けたことによって「あり」に丸をした後、数字の記入まで至らないというケースも出てくるのではないかと思います。家計調査では、「あり」に丸をつけているけれど、金額は書いていないという回答数はどれくらいあるのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっとそこは手元に数字がないですが、元々やはり回答を頂けない方はありますので、そういう方がこの欄をつけると「あり」につけるだけという行動だけという可能性もありますので、ちょっとそこはよく見ないといけないと思いますが、今、どちらにしろ手元にデータがありません。

○白波瀬部会長 では、基礎資料としまして、今、津谷委員からあった0の話と実は「ある」と書いているのに、次の金額がないという組み合わせについて、ちょっと基礎的な資料として御提示いただきたいと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと原票に戻らないといけない部分があるかもしれませんが、短期間にできる範囲がどこまでかというのも併せて検討させていただければと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。ただ、大体の目安も含めまして、データとしてありますと、大変心強いと感じますので、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

では、次、論点bの方に移らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

ごめんなさい。

本部会での結論、論点aにつきましては、妥当とさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

では、次に、論点bにつきまして、御説明を実施者の方からお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 論点bの方は、会員権というものなのですが、ちょっと3ページに戻っていただいて、該当箇所は「① 金融資産等」のうちの「イ 会員権」というところがございます。

これについては、今回調査では、会員権、ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブ等の会員権で購入価格が5万円以上のものというものを記載いただくということ

にしておりますが、前回の平成 21 年調査では、ここは実は三つに分かれてございまして、ゴルフ会員権というものと、ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権というものと、リゾートクラブ会員権という 3 種類についてそれぞれ書いていただくという形式でございました。

これについては、4 ページのところがございますが、回答の欄に書いてございますが、平成 21 年結果では、この会員権というところが記載されている世帯というものが全体の約 4% ということで、それほど大きくないということ。

それから、区別していただいても、区別して使う用途が余り我々、想定していないということがございましたので、トータルとして 5 万円以上のものを回答いただくということで、統合を致しております。

○白波瀬部会長 統合したということですが、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、本部会の結論は、妥当とさせていただきたいと思えます。

では、論点 c につきまして、よろしくお願ひいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 同じく 4 ページのところ、下段の方でございますが、世帯票の中で、現住居の「建築時期」等を若干変えております。

それが、対象となる「推計上必要な範囲」ということが理由になっています。中身としては「住居の建築時期」と「現住居の建築時期」欄については、そこに記載いただいた建築時期のデータをもとに、経過年数に応じていわば減価償却して行って、純資産の方の額を推計するというをやっております。

その場合に、50 年以上経過したものについては、残価率、それ以降一定ということでやっておりますので、50 年よりも前のところをとってもしようがないということがありますので、5 年前の調査では昭和 35 年となっていたところを 5 年経過しているので昭和 40 年と変更しているという意味でございます。

○白波瀬部会長 今の論点 c につきまして、御意見等ございますでしょうか。

では、この論点 c についても妥当とさせていただきたいと思えます。

では、論点 d に進ませていただきたいと思います。

お願ひいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 論点 d は「耐久財等調査票」で調べているいわゆる耐久財の関係でございます。

「耐久財調査票等」の方を見ていただいた方がいいですが、別紙 2-3 でございます。2 面の方、裏面の方ですね。Ⅲのところ「その他の耐久消費財」という欄がございます。表面の方に具体の品名を書いて調査しているのですが、それで調査が尽きているわけではございませんで、そこにはないものについても、購入価格、10 万以上のものをここにフリー記入形式で書いていただくという調査になっていきますので、表面から落ちると調査できなくなっているというわけではないということをお願ひいたします。

その上で、表面、第 1 面の方にある品名の書かれるものの選定基準の話なのですが、そ

の基準について、最近時点での価格であるとか、耐用年数、普及率、昨今の消費者の消費行動といったものを総合的に判断して決めているわけですが、最近時点の価格が安価でないというような論点を入れております。

最近、いろいろなものがデフレと言われる中で、かなり安くなって、実物資産として意味をなさないというものも出てきていると考えておりまして、そういったものを除去するための基準という意味でございますので、具体的に幾らというものは想定してございませんで、非常に安くなったものはふさわしくないというような哲学を書いているものでございます。

それから、普及率については、ごく一部の家庭が持っているものをプレプリントして書くと、反発みたいなものも起こりますので、大半の家庭が持っているもの、広く普及しているものということで、半分以上の家庭にあれば、広く普及していると言えるだろうということで、目安として50%以上というものを設けているという趣旨でございます。

○白波瀬部会長 実行ベースで50%以上の保有率ということで、例えばヨットを持っているのをここに書いたらやはりムツとされる方もいらっしゃるかもしれませんということなのですが、御意見ありますでしょうか。

では、この論点につきましても、御了解いただいたと扱わせていただきたいと思います。

では、論点eについて、お願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 論点eは先ほど論点cで申し上げたものと同様の理由でございますが、耐久財等調査票というもので、自動車等の状況を聞いているのですが、これについてもその価値の計算を減価償却してやっておるということで、一定期間たったものは減価償却の率が同じになって価格が変わってこないということがありますので、5年の経過に応じて書いてある取得時期の区分を変えているということでございますので、cと同様の理由の変更をここでもやっているという意味でございます。

○白波瀬部会長 もう減価償却期間で、ある一定期間になると、価値はもう変わらないと。それ以上落ちないという過程で、論点cのところでも御説明があったのですけれども、同様の御説明ということなのですが、何か御意見等ございますでしょうか。

津谷委員。

○津谷委員 平成25年ですから、平成元年以前に取得したものは書かなくていいということですか。クラシックカーとか、たとえ平成元年以前に取得したものでも価値のあるものもあるのかなと思っております。

例外のない例はないので、細かいことをあげつらうつもりはないのですが、もし平成元年以前に取得したものを書く必要がないのなら、やはりそのように言っておいた方がいいかなとは思いました。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここは資産価値を把握したいということで書く必要はないという整理でございます。

○津谷委員 そうですか。

しかしそれについては明示された方がよいと思いました。

書いてありますか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと表記の仕方については検討いたします。

○津谷委員 実はアメリカなどでは古くても価値のある車が非常に多いのです。例えば、大型のムスタングなどもクラシックカーとして非常に資産価値があるものが多いのです。ハーレーダビッドソンもそうですけれども、25年たっても、それとは全く関係なく価値があります。

日本はアメリカほどモータリゼーションが進んでいませんので、このようなことはあまりないのかもしれませんが、どうせ修正、変更なさるので、少し整理をされた方が、記入者負担の軽減という観点からも望ましいかと思えます。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 その辺については検討いたします。

それから、追加ですが、多分クラシックカーを持たれている方はこだわりがおりでしょうから、多分、その他の耐久財の方に別途書かれてくるのかなど。過去にクルーザーなどが書かれたこともあったと聞いたことがありますので。

○白波瀬部会長 ちょっとその点、御検討いただきまして、最初からこれについての質問なのだなというのがより明確になるとよろしいかと。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 趣旨が明確になるように検討したいと思います。

○白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、この論点につきましても、妥当と結論させていただきます。

ありがとうございます。

では、論点 f について、よろしく願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 論点 f は更に細かいのですが、平成 21 年調査で、今、話題になっていた耐久財等のうち、自動車のところ、種類として「ハイブリッド・電気自動車」という種類だったものを、今回はそこを分けてとれるように、「ハイブリッド車」と「電気自動車」とにしています。ハイブリッド車がかなり普及してまいりましたので、分けてとれるように分割したということでございます。

○白波瀬部会長 この点についても、日進月歩でございます。

いかがでございましょうか。

では、この論点につきましても、妥当ということにさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

では、続きまして、審査メモの 4 ページ「②調査事項 エ世帯属性」に記載の論点について、調査実施者の方から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここの論点は、すでに再三出てきていると

ころだとは思いますが、論点 a は「社会・経済状況の変化」「世帯の多様化」「行政ニーズ等」それぞれ具体的にはどんなものかということでございますが、先ほど来から出ているように「社会・経済情勢の変化」については、近年の少子高齢化の進展、あるいは大規模な自然災害の発生といったところを念頭に置いてございます。

それから「世帯の多様化」ということについては、世帯類型を更に詳しくとれるように直したいということとつながってまいります。単身世帯の増加、あるいは子供がいない世帯の増加、逆にいわゆるこれまで標準世帯と言われたものが減少してきている、世帯の形態が多様化してきているというところを念頭に置いてございます。

「行政ニーズ等」について申しますと、具体的には国土交通省さんから住居への入居時期の把握であるとか、資源エネルギー庁さんの方からは、省エネルギー設備の有無の把握について要望があったところからございまして、従来からとっているものを含めて、引き続き対応するという事になってございます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本論点 a につきまして、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○佐藤専門委員 最近少し増えていると思うのですが、ルームシェアみたいな方たちの場合は、一世帯ではなくて、一人が一世帯ということでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 世帯の定義ですけれども、場所と生計をともにしているとの定義になりますので、今、おっしゃられた場合は生計がそれぞれ個別になっていますので、それぞれが世帯になっているという概念整理になります。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

それは世帯の多様化ではないですね。ただの単身世帯ですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○白波瀬部会長 津谷委員の方からお願いいたします。

○津谷委員 この育児休業の取得の有無についての質問ですが、これは少子高齢化及び子育て支援という視点から重要な質問だと思うのですが、ここでは育児休業の取得の有無となっていて、取得している、取得していないを尋ねている。そしてその下に非常に小さな字で、この調査時点を含む範囲で現在までに取得した育児休業期間及び今後も継続して取得する予定の育児休業期間を合計して記入しろと書いてあります。

これはいつまで遡るのでしょうか。この調査時点で育児休業を取得している人だけを対象に、その時点で何か月休んでいますか。そしてこれからあと何か月休むつもりですか。それらの合計を回答してくださいということですか。

そうではなくて、例えば調査時点以前に育児休業を1年した人は、ここには書かなくていいということですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 現時点の収支の分析に用いる上では、書かなくてよいという整理です。

○津谷委員 所得や支出との関係からみたいということですね。

ただ、今後あと何週間、もしくは何か月休業する予定というのは、これはあくまでも御本人の予定ですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 実際には主観も入り得ると思います。不確定な状況でございますので。

○津谷委員 そうすると、何かちょっと難しいことになるかなと思います。つまり、既に何か月休んだというのは事実ですけれども、これから何か月休む予定というのはあくまでも見込みです。育児休業の対象となるのは雇用者ですから、本人の予定の問題だけではないのではないかと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 一応、予定の期間は職場等に登録されていて、決まっているはずですので、最終的に変更されることもあると思いますが。

○津谷委員 ただ、そうすると、この質問からは、今まで既に何か月休んだ人と、これからのことを含めている何か月休むつもりの人との区別がつきませんね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。そこは過去6か月間休んでいて、もう今回で終わりという方と、これから6か月休む予定という方の区別はつかないです。

○津谷委員 ですから、今まで6か月休んで、あと6か月休む予定というのと、合計12か月という答えが恐らく出てくるだろうと思うのですけれども、それでは既に11か月休んで、あと1か月の場合と区別がつきません。この質問をどう分析に使うのかまでは考えつかないのですけれども、これは非常に大事な質問項目なので、一つの質問で、回答者によって解釈が異なるような質問はしないというのが調査の鉄則です。一つの質問で複数のことをできれば聞かない方がいいという原則がありますので、この質問をそのまま放っておかない方がいいのではないのでしょうか。では、どうすればいいかというアイデアはすぐには思い浮かばないのですけれども、この質問は慎重に考えた方がいいのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

質問項目について、また後ほど。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 後で出てくるとはありますが、私どもご意見を頂いたので、考え方を整理させていただきたいと思います。

○津谷委員 あらかじめ言っておいた方がいいかなと思いましたので。

○白波瀬部会長 今からでも戻っていただいて、今の論点についても再確認という形で進めさせていただきたいと思います。

いかがでしょう。論点aにつきまして、御意見等ございますでしょうか。

「世帯の多様化」というところでの対応ということでございます。

では、本部会での結論は、論点aにつきまして妥当とさせていただきたいと思います。

論点bにつきまして、よろしくお願ひいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 論点bも、今回、かなり今までの議論と重

複するような気もしますが、新設事項としては、そこに記載のものでございます。

多分、これは個別議論に譲った方がいいかなという気がいたしますが。

○白波瀬部会長 すみません。論点という形で一つ一つやるのが、かえって混乱させてしまったところがあるかもしれないのですけれども、それでは論点cも含めまして、まとめてお願いいたします。そして御意見いただきます。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 論点bの方が追加のお話でございまして、論点cの方は削除した方の項目でございまして、優先度の高いものを追加し、逆に記入者負担軽減の観点がありますので、優先度が低いと思われた事項については、8項目追加、3項目削除ということをやりましたということで、具体的に短冊をつけてございますが、そちらに記載しておりますので、また個別の論点の際に、詳しくやっていただければと思います。

○白波瀬部会長 多様化という観点から新設あるいは変更点があるのですが、追加という形では記入者負担を増やすということになりますので、そのバランスから削除が行われているということでございますけれども、何かこの点につきまして、御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

では、とりあえずこの部会での結論は妥当とさせていただきたいと思えます。

続きまして、審査メモの5ページの「③その他 ア調査票様式」に記載の論点につきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 こちら7ページになりますが、論点aについては、かなりこれも細かい話でございます。調査票のサイズ、文字の大きさということが書いてございますが、お手元にある世帯票、先ほど別紙2-5というのを見ていただきましたが、非常に紙のサイズが普段見ないような大きなサイズになっていると思えますが、これは従来のものとの倍のサイズに今回から変更いたしまして、いろいろな事項が盛り込め、かつ文字のフォントも大きくなって、高齢者にも比較的前よりは優しくなったかなというような変更でございます。

それから「調査事項の配置」という意味では、今、調査票、別紙2-5を見ていただいているとすれば、そこで説明したいと思えますが、(4)の例えば「就業・非就業の別」という項目がございまして、矢印をつけておりまして、就業というものを書いた人は、次のどこを回答するか。非就業というのを回答した人は、次にどこを回答するのかということ視覚的に分かりやすいようにしたというような変更でございます。

それから「文言表現」というところがございまして、ここは先ほど個別にお話しした外国株式を含むという話がありましたが、そのようなところについて、明確になるように表記を追加しているといったような工夫をしております。

あるいは、全体に文字のサイズが大きくなるということのほかにも、注意書きみたいなもので、今まで書けなかったものを若干追加しています。先ほども、更に追加したらどう

かという御指摘を頂きましたので、更に改善を検討したいと思いますが、そういったことをやっているということでございます。

論点 a は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

論点 a につきまして、御意見いかがでしょうか。

○津谷委員 すみません。

○白波瀬部会長 はいどうぞ。

○津谷委員 まずこの世帯票のサイズを A 4 判から A 3 判にされたことは大変よかったと思います。たしか就業構造基本調査などでも、A 3 判の調査票を使っております。

これまでよく A 4 判の調査票で調査がやれたなど、今びっくりするぐらいなのですが、質問の数からみてこれでも小さいと思います。人口高齢化が急激に進んでおり、高齢者の方は A 3 判の調査票でも虫眼鏡みたいなもので見たりして、それで頭が痛くなって、かなわないから回答をやめたいという方が結構多いのではないのでしょうか。

これでもまだ小さいぐらいですので、これがぎりぎりの線だと思います。A 3 判よりも大きな紙はありませんので、何とかこれでいくしかないと思います。

それから「就業・非就業の別」ですけれども、矢印をつけられたことは大変良かったと思います。

就業・非就業の別は大体分かると思うのですけれども、「雇用者」は働いている人みんなだと思ってしまって、雇われている人のことだということが分からない場合も考えられます。しかし、その選択肢を見れば自明ですので、そういう意味ではこれは非常によろしいと思います。調査票の設計でうまく矢印を使ったりして、工夫していくことが必要です。特にスキップしたりするときに、そこで回答をやめられないように何とか工夫していくということにつとめられて、これからも充実させていっていただきたいと思います。なお、これはすごくコストがかかることなので、だめもとを承知で申し上げますが、この調査票はピンクと黒で印刷されています。ぱっと見ると第 2 面にはピンクの箇所がいっぱいあります。1 は俗に言うハウスホールドロースター、つまり世帯員としての家族についての質問です。

Ⅱ が、不在の家族についての質問。これも家族についての質問です。

Ⅲ は、子供の住んでいる場所についての質問で、これも家族についてです。

ただ、その次の現住所や持ち家についての質問は住宅についての質問です。このようは住宅・土地統計調査でも調べられていますが、これはクロス集計するためにも、ストックを押さえる意味でもぜひ聞かなくてはいけないことだと思いますが、この家に関する質問と、それ以前の家族に関する質問を、色を変えられると、ビジュアルにすごく分かりやすいと思うのです。

ただし、これは新しいカラーを加えることになりますので、とてつもないコストがかかることも心配されます。さきほど、この調査の予算が 24 億円というお話がありましたので、

調査票の色を加えるとどれぐらいコストがかかるものなのか、ちょっとよく分かりませんが、今、二色刷りですよ。コストの面も含めて、もう少し色を変更されて、質問の区分が一目で分かるといいのではないかなと思いました。勝手な考えです。すみません。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 実は御指摘ももっともで、中でそういった議論を既にしております。

○津谷委員 そうですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 かなり予算的に苦しい。ほかの調査に比べて台所事情がかなり苦しくて、やはり断念せざるを得ない。

○津谷委員 そうですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 調査対象者数を激減させればできるようなのですが、それはふさわしくないということで。断念したところがございますので、御容赦いただければと思います。

○津谷委員 はい。

○白波瀬部会長 では予算を大きくしていただくしかないということがございますね。

皆さん考えていることは。

どうぞ、佐藤専門委員。

○佐藤専門委員 それは4人分なのですけども、表が。5人以上の世帯の場合はどうするのですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 2枚目を渡して、記入していただきます。

○佐藤専門委員 その2枚目の裏は要らないわけですね。

その場合、2枚目はむしろこの1ページ目だけのものを用意しておいた方がいいのではないかと思うのですが。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 多分、かえってコストがかかるのと、調査員に限られた時間の中で、調査業務を行うので、調査票の種類を増やすのは、ちょっとなかなか難しいかなと。

○佐藤専門委員 では裏は書かなくていいというのを調査員が伝えることになるわけですね。分かりました。

○白波瀬部会長 印刷しないから安くかかるかなと思うのですけれども、そういうわけではない。

○佐藤専門委員 別の印刷物になってしまう。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 コストがかかります。

○白波瀬部会長 何か御意見ございますでしょうか。

○黒澤委員 本当に細かいことで恐縮です。1面は全く大丈夫なのですけども、ちょっと気付いたのが2面のいわゆるタイトル番号の横、番号とタイトルの間のスペースです。2とかですと、下の四角の部分が広いので、気にならないですけども、3とこの住んでいる場所との間のスペースをもうちょっと狭くした方が、このすぐ下の四角にあるものが、

この住んでいる場所についてなのだということがより明確になるのではないかなど。
住んでいる場所についてと隣の右側の4番というのが余りにくっつき過ぎているのがちょっと気になったので、御検討いただければと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと踏まえさせていただいて、できないは、今、ちょっと分からないところがありますので、このあたりは多分、審議結果の答申を頂いた後、また調整する時間もあると思いますので、御指摘を頂いて、より適切化を図るということで、宿題として考えていきたいと思っています。

○白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

では、視覚的なことは、ある意味で限りなく御意見はないかもしれないのですけれども、一応論点としては、ここで御了解を頂いたということで、進めさせていただきたいと思います。

では、論点bについて、よろしく願いいたします。

実施者の方で。bです。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここはほかの調査との整合を図ったものがあるという部分でございます。

世帯票の関係になるのですが、今、御指摘のあった裏面の3の子の住んでいる場所のところですが、この選択肢について、今年実施しました住宅・土地統計調査と同じような形に統一いたしました。

それから、表面の方にまいりまして「(10) 学校の種別」というところがございます。従来、専修学校という項目があったのですが、昨年の就業構造基本調査におきまして、「専門学校」という用語を用いておりますので、そこと整合をとっております。

調査によっては、個々に違うというのも問題でしょうから、できるだけ理由がないところは整合を図るということで行っております。

○白波瀬部会長 このカテゴリーの統合につきましては、樋口委員長もかなり強く統合すべきというような御意向があると思うのですけれども、調査によってばらばらですと、その結果にも影響がありますので、できるところでは統合を図りたいという御指示だと理解しておりますけれども、御意見ありますか。

久我専門委員、お願いいたします。

○久我専門委員 4番の「就業・非就業」ですが、そのほかの調査でも、職業などの別を聞いているものもありますが、何かほかの調査との整合性はとられているのですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 (4)の方は、あくまで私ども職業の実態というよりは、収支との関係というところにとるということで、項目数という意味で、聞けることにも限りがあるものですから、このような形でやっています。この選択肢の数を更に増やすのはなかなか苦しいということもございまして、多分、就業の実態をより詳しく調べる調査では、もっと違う選択肢があろうと思うのですが、目的が違うということで、そこは区別してございます。

○久我専門委員 雇用されている人の中で、正規職員・従業員、パート・アルバイトと、恐らく人口が多い順に選択肢が並んでいると思うのですが、その次に労働者派遣事業所の派遣社員が並んでいます。弊社実施の調査で職業を尋ねる際、派遣社員のほか、相当数の方がいるであろう契約社員や嘱託社員も選択肢に含めますが、そういった方々はこの選択肢ではその他に入るのでしょうか。つまり、この選択肢は回答者が答えやすいように就業者の人口順に並んでいて、妥当な形になっているのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 順番のところですね。

人数の多い、少ないというのもあるのでしょうかけれども、例えば雇用関係でいいますと、パート・アルバイトと正規職員というのが、その働いている場所で雇用されているということがありますので、そこはセットで書いてあるのだと思います。

そういう意味では、人数としてはそのセットのところが一番多いということで、このような順番になっているのかなと思います。

○白波瀬部会長 今の久我専門委員の御意見は、多分、非正規と正規以外のところでのカテゴリーの立て方は、要するに現時点で実態ベースで多い方から出しているのかどうかというような御質問だったと思うのですが、スペースの関係から、余り全てを出すことがなかなか難しいとは思いますが、派遣とかということであるとは思いますが、嘱託、契約といったものも同じぐらいあるのではないかなということ。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっと手元には人数比などのデータはないので、ちょっと整理をさせていただいて、多分この案でよいと思っているのですが、どうしてですかということをお答えできるようにしたいと思います。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

津谷委員。

○津谷委員 すみません。関連のあることなので一言付け加えさせて下さい。

「就業・非就業の別」のところは、俗に言う職業ではなくて、従業上の地位と呼ばれるもので、一番問題になっているのは雇用労働力、つまり人に雇われて働いている人の中で、正規雇用に対して非正規雇用が非常に増えてきているということなのではないかなと思います。

その意味で、現在最終段階に差しかかっている次期基本計画案でも、従業上の地位についての区分や定義について多くの審議を重ねてきておりますので、ここはできればそれとの整合性を図る方がよいのではないのでしょうか。できる限り一貫してやった方がよいと思います。

もしそうできれば、調査対象は違うわけですが、区分や定義が同じであるならば、使いやすくなると思います。

ただし、これは就業の調査ではないので、スペースにも、回答者負担にも配慮をしながらはいけないというのはそのとおりですので、既にある情報をチェックをされて、考えられたらいかがでしょう。おそらく、雇用されている人が多くて、「その他」の人はそん

な多くないだろうと思います。特に、内職は本当に少なかったように思います。

さらに、「雇用されている人」の4カテゴリーと、それ以外の人々の4カテゴリーを比べると、何となくウェートのアンバランスな気がします。従業上の地位は所得や支出に大きく関わってくる事柄ですので、統計委員会でも注目されている事柄ですので、この質問の変更は慎重におやりになった方が後々よいと思います。次にまた直すという必要がなくなってくるのではないかなと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 いずれにしても、資料の対応をさせていただいた上で、整理したいと思います。

○白波瀬部会長 そうですね、再確認ということで、次回お示しいただきたいと思います。そのほかに何かございますでしょうか。

では、この論点bにつきましても、本部会での結論は、妥当とさせていただきます。

ただ、何人かの委員から宿題が出ておりますので、仕組みについては次回、引き続き審議をいうことで、まとめさせていただきたいと思います。

では、続きまして、審査メモの5ページ「③その他 イ調査方法」について、記載の論点について、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料4-1の7ページのところになりますが、これは先ほど余り説明しなかったので、調査方法のところから御説明をします。

いわゆるオンライン調査と言われるものの関係でございます。

前回、平成21年の調査でも、オンライン回答という方式を導入しておりますが、その時は、一部の希望する市町村においてのみ実施いたしました。

今回は、それを日本全国に拡大いたしまして、対象者の方が希望すれば、どなたでも、紙ではなくて、オンラインの回答がいいよという場合には、オンラインで回答できるようにしたというものでございます。

論点としていただいておりますのは、まずaとして、方法はどのような方法かということでございます。

ちょっとかなりテクニカルになりますが、私ども「政府統計共同利用システム」というものを総務省以外の府省も含めて使えるシステムがございまして、このシステムを使ってオンライン調査を実施するということになります。

調査票の様式、かなり技術的でございますが、家計簿については、これはダウンロードして書いていただく必要があるものですから、エクセルファイルの形式で行うと。その他、見ながら一回記入すればいいようなものについては、HTMLの形式で行うと。

前回は、システムの前バージョンでしたので、HTML形式が使えなかったということがあって。PDFファイルという形式を使っておりますが、今回、少し改善したところがございます。

次に、「b」の点は、それをどのように拡充を図っていくのかという措置の話でござい

ます。

ここは周知が大切であると考えておりますので、調査世帯に配布するリーフレットなどにこういったことができますよということを記載する、あるいは使い方が分かりやすくなるように、操作ガイドを工夫する、あるいは調査員が世帯を訪問した際に、今回はこういうこともできるのですよということを宣伝というか、説明していただくというようなことを考えております。

それから論点cとして、オンラインの回答率はどれぐらいかということでございますが、目標ということでございますが、前回調査の2倍、約10%といったところを置かせていただいております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

論点「a」「b」「c」とまとめて御報告がありましたけれども、御意見等をよろしくお願いいたします。

佐藤専門委員、お願いいたします。

○佐藤専門委員 これはパソコンでないとアクセスできないタイプですか。

タブレット端末とかには対応しないのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 いわゆるスマホとかですよ。

残念ながら、現時点では、難しいかもしれません。将来的にはそういった方向で考えていく予定なのですが、ちょっと今の時点では間に合っていないと思います。

○佐藤専門委員 何で使えますというのは、周知のときに。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。操作ガイドで示します。

○佐藤専門委員 機種が最近はいろいろになっているので、ぜひ、そういった配慮をしていただきたいと思いました。

○白波瀬部会長 では、津谷委員、お願いいたします。

○津谷委員 まず、このオンライン回答のシステムですが、先ほど佐藤専門委員もおっしゃいましたけれども、今の若い方というのは、みんなスマホとタブレット端末を使っています。ただ、この調査は、家計簿をつける必要がある調査なので、スマホを使ってアプリをダウンロードして回答するというのは難しい面があるのではないのでしょうか。例えば、国勢調査ならば大丈夫です。調査票が非常にシンプルですのでスマホを使って無理なく回答できると思います。事実、次回の国勢調査ではオンライン化を全面的に実施する計画です。ただ、費用対効果はあると思うのですが、この調査の調査票はタブレットでは簡単には見られないと思うので、スマホを使ってアプリをダウンロードして回答するというのは、ちょっとなじまないのではないかなと思いました。

ただ、家計簿はエクセルを使って回答することができるようにするというので、これは支出額の合計を出す必要があるときに、自分で合計しなくても合計が出てくるというふうに家計簿についての調査票をお作りになると思うので、それはすばらしいと思いました。

調査票をオンライン化すると、全ての質問に回答しないと調査票を提出できませんので、

質問に回答しないで飛ばされるということがなくなるので、それはよろしいのですが、同時に全てオンライン化することが適切なのかについては若干疑問も感じます。

ただ、最後の次のその他の調査票、これは HTML になさったことも素晴らしいと思います。PDF は便利なようで余り便利ではありません。もちろん、今、Adobe がありますので、プロフェッショナルで書き込む機能がないわけではないのですが、そんなことは一般の方は分かりませんので、オンライン化されたということで、ネット上でみて、さあ回答を書こうとしたけれども書けないということになれば、かえってフラストレーションがたまるということになります。調査をオンライン化しても、そのまま直に答えられるということでない、余りインターネットにアップした意味がない。むしろかえって反発を買ってしまうということがあります。ということで、今回調査票を HTML になさったということが最大の改善であると賛意を表したいと思います。

ただ、調査のオンライン化は大きな趨勢ですので、できる限り効率的にオンライン調査を導入していくということは今後も考えていく必要があると思います。これは統計委員会の合意でもあり、政府統計の方向性であると思いますが、ただ、この調査は非常に複雑な調査ですので、このためにコールセンターをお作りになる予定ですか。

ただし、コールセンターでコールを受ける側も相当なトレーニングが必要でし。また、先ほどから費用対効果のお話ばかりして申し訳ありませんが、調査票の色を加えるだけでもコスト増というお話がありましたので、コストカットの手段の一つとして、コールセンターをうまく使って、回答率を向上させたり、調査の質を維持したりすることに資すると思いますので、これについても何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 コールセンターを設置いたします。

○津谷委員 そうですか。前回もなされたのですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

規模が大きくなりますので、その分拡充しないといけないと。

○津谷委員 そうですね。どれぐらい、どういう人がコールセンターに問い合わせたかという統計もとられて、コールセンターの準備もなされると良いと思います。また、前回の一部導入のときに取られたデータも使われるとよろしいかと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

久我専門委員、お願いいたします。

○久我専門委員 スマートフォンの対応は、先ほど津谷委員から実は余りこの調査に合わないのではないかというお話があったと思いますが、スマートフォンで家計簿のアプリなどもありますので、20~30代などの若い世帯では利用されている方もいるのではないかという印象を私は持っています。ですので、今後の検討が必要ではないかと思っています。

あともう一点ですが、オンライン回答率の目標が前回の2倍ということで、2倍と言われると大きく掲げているような印象を持つのですが、具体的に2倍に上げるための施策、

方針はおありなのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 オンライン回答をせつかく導入するので、できるだけ率を上げたいと思っているのですが、いわゆるインセンティブをどのように確保していくかというのはなかなか難しい問題で、まだすみません。考え中でございます。いろいろな工夫をしていきたいと思いますが、例えば、今、計画しているもので言いますと、今、回答させていただいた範囲は確かにやろうと思うのですが、さらに工夫を加えて、例えば調査を実施される自治体の方へのインセンティブみたいなものも図ればいいでしょうし、いろいろなことを考えています。金が掛からない範囲でやらなければいけないようなところもありますので、どんなことができるかなというのを、ほかの調査の横並びなどを見ながら、今後、考えていきたいと思います。他の統計局の調査では、オンライン回答ができるように、いろいろなことをしていますので、そういったことを参考に考えていきたいと思います。

ちょっと具体的にまた分かるようなことがあれば、更に追加して説明したいと思いますが、何分、まだ実施直前までの間にいろいろ考えていくことになろうかと思っていますので、あと1~2か月の間にどこまでまとまるかなというのは、疑問もありますが、御指摘を踏まえてやっていきたいと思っています。

○白波瀬部会長 せつかくですので、ちょっと検討していただいて、今、津谷委員の方からも、前回の反省等を踏まえてという御指摘もございましたし、できるだけ限られたお金の中で、うまくオンラインを進めていただければと思います。

ほかに何か。では、荒木専門委員。

○荒木専門委員 オンラインの方の回答というのは、やはり時代の趨勢で増えていくのだろうと思うのですが、1点はやはりオンラインの方の回答を推奨するというですけれども、やはり高齢者というのはなかなか、結構使える方もおられるかもしれませんが、どういうところで推奨していくのかということがあろうかと思うのです。

もう一つ気になるのは、やはり調査員が直接フォローするというでないとしたときに、オンラインで回収されたデータの品質というものが、例えば同じ30代とか40代の世代の家計簿で回答された世帯との差異がないかどうかとかいうことが、事後的に十分確認されると、進めやすいのかな。品質に差がないということが分かれば、進めやすいのかなと思うので、当該調査そのものではないですが、内部ではそういうような検討をされて、何かの機会に教えていただけるといいのかなと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 インターネットを全面的に全国を対象に導入されるということですが、先ほどから持って行き方についての質問が出ておりますが、回答者にインターネットか紙媒体かどちらかを選んでくださいと言うと、インターネットを使つての回答率はおそらく10%くらい。一方、まず最初に、回答はインターネットでお願いします、もしどうしてもだめ

なら紙媒体でと、インターネット回答を優先すると、インターネットによる回答率は大きく上がると思います。

国勢調査などはインターネット回答を優先するような方法でやるべきだろうと思います。国勢調査は全員を調べる調査で、調査票はシンプルですから、それでよいのですが、この調査はそういう調査ではありませんので、いきなりインターネット回答を優先してとしますと、先ほどから若い方というお話があったのですが、若者の単身世帯もそうですけれども、高齢者の世帯ということを考えると、インターネット全面導入をどう持っていくかということで、回答率は大きく変わってくると思います。それについての検討を恐らくなされていると思うのですが、それについてもまたお聞かせ願えればと思います。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 若干補足しますと、前回調査でも、一部の市町村ですけれども、オンラインを入れました。確かにオンラインをすると、その分封入提出の方と一緒になのですけれども、書いていない部分が増えるのではないかなということが懸念されるのですが、前回の実績では、家計簿の記入本数自体には差異がございませんでしたので、そういったものは生じていないと。ただ、全国に拡大しますので、同じかどうかという点がありますので、事後的には今回もしっかりチェックしていく必要があると思っています。

それから、この調査には、いろいろな調査票があります。

そういう世帯の方がいるかどうかはともかくとして、調査票によって、こちらは紙で答えるけれども、こちらはオンラインだよというのも、選べるようになっておりますので、面倒なものは紙で出すけれども、簡単に答えるものでは HTML で答えたいということであっても対応できる。

それから、家計簿をやってみて、紙で1か月ぐらいやったら大変だったので、2か月目からオンラインにしたいという方も対応できるようにする予定ですので、そこは柔軟に対処していきたいと思います。

○白波瀬部会長 複数の方法があると、事務方の処理の方が本当に大変になると思うのですけれども、その体制も含めて、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それで、委員からちょっとお話があったのですが、実際に実施をしていただきます自治体様の方からもし何か御意見等ございましたら、どうぞ御遠慮なくお願ひいたします。

東京都様。

○古川東京都総務局統計部社会統計課長 ありがとうございます。

それでは、実査を担当しておりますので、ちょっと2点ばかりだけお話しさせていただきます。

1点目は今日の中でも御議論いただきましたが、まさしく世帯の方に書いていただくということから、いろいろと文字を大きくですとか、分かりやすい説明書をちゃんと付けるですとかということが本当に回収率向上のための必須だということで、私も考えておりました、そういう観点で御議論いただいて、本当によかったなと思っています。

それともう一つが、ただいまのインターネットの方でございまして、こちらについては、時代の趨勢であることは間違いのないと思っておりますが、こういう言い方を私どもからさせていただいて大変恐縮なのですが、現在の政府共同システムの方の容量ですとかが本当に間に合っているのかということで、ある時間帯にピーク時につながりにくくなったりということのトラブルで回答者の皆様がではもうやらないとかと言って、非常に具体的に市町村側が受けているわけなので、市町村のところに多くの苦情が来たりとかということがございます。

進める以上は、確実にできないと、逆の方向に動いてしまうということが実情だということで、ちょっと申し訳ございません。一言申し上げさせていただきます。

私の方からは以上でございます。

○白波瀬部会長 大変貴重は御意見ありがとうございます。

神奈川県様の方から何か。

○杉本神奈川県統計センター消費・商業統計課長 現在、家計調査という部分で、やはりかなり依頼の関係とか、世帯がかなり個人情報を出したくないという部分から、かなり拒否とかをされている部分がかかなり多くなっております。

それに加えて今度また全国消費という形で、新たな調査が、現在、該当地区があるのですが、それ以外にもまた地区が増えてやるわけですので、ある程度、やはり広報をある程度しっかりしていただかないと、世帯の方も疑心暗鬼の部分がございますし、調査員もやはりそういったものではなかなか動きづらいという部分もありますし、当然、県とか国に対してもやはり本当にこういうものを行っているのという部分がございますので、そういったものがかなり実査をしていますと、毎回毎回出てくるのです。

そういったものの実態はやはり含めていただいて、ある程度やりやすい環境に持っていたいただければなと思っております。

○津谷委員 ありがとうございます。

お話を聞いて本当に、現場は今、大変なのだということがよくわかります。本当に調査環境が悪くなっていて、国民のプライバシー意識や個人情報意識の高まりだけではなく、調査環境全般の悪化を考えると調査をやっていくという面で、この調査は本当に大変で、恐らく最も難しい調査の一つであろうと思います。

先ほどからこのオンライン化のところで、東京都さんからも御意見が出ましたけれども、オンラインと紙媒体を併用しているわけですね。おまけに場合によっては、一人の回答者が、調査票によって併用する、つまり同じ人が一部はオンラインを使って回答し、のこり一部は紙で回答するというのもでてくる。

そうすると、これは市区町村の調査担当者のチェックが大変になり、負担がものすごいことになるのではないかなと危惧しております。

小さな自治体は構わないといったらちょっと語弊がありますが、恐らく回答者数があまり多くないのでハンドルできると思うのですが、大きな自治体は大変です。例えば、東京

都ですとそれらの回答者が多数が出てくるわけですね。国勢調査みたいなことはないにしても、これは相当な事務負担が増えることが考えられます。調査票によってオンラインか紙媒体かを選べるということで、回答する側にとっては大変便利でよろしいと思うのですが、調査実施側にとっての費用対効果の費用というものも考えていく必要があるのではないのでしょうか。今、政府共同利用システムはどうなっているのですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 提出状況という意味では、政府共同利用システムを使って、自治体の方からも状況を確認できるはずですよ。

○津谷委員 もしある世帯にターゲットを絞って、ここは調査票が出ていないとか、また別の世帯は一部は紙媒体で回答したけれども、残りはオンラインで回答するはずなのだけれどもまだ回答されていないという場合は、何度もチェックをかけなければいけませんよね。

紙媒体は何が楽かという点、調査員さんが回収すればそれで済んでしまうということで、ネットで回答するとなるともう少し調査に時間かかってしまうので、恐らく現場の御苦労は大変なものになるのではないかなと心配を致します。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 オンラインで返ってきているものについては、今、返ってきているかどうかという状況は分かるのですが、紙で回答された場合には、回答状況が、このシステムに反映されていないという意味では、確かに一々入力するわけにはいかないのです、そこはあります。その辺の運用は確かに今後の課題だと思います。

○津谷委員 家計簿は恐らく紙で書いた方が楽ではないかと思えますけれども、今度、調査票が HTML になった部分についてはオンラインでやった方が楽かなと思えます。私ならそうするかもしれないと、今思いましたものですから。結構このような回答の仕方をする人は出るかもしれません。

○白波瀬部会長 東京都さん、何かありますか。いいですか。

○古川東京都総務局統計部社会統計課長 すみません。もうちょっと議論が進んだところで何か私どもで要望があればということで。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょっとだけ補足ですけれども、調査票の種類はいろいろありますけれども、例えば世帯票とかですと、先に提出するとか、提出のタイミングが違いますので、全部一遍に来るわけではないので、そういう意味では、対応しにくい面としやすい面とあります。いずれにしても今後の運用の中で工夫を図っていきたいと思います。

○白波瀬部会長 過渡期でございますので、実施者として御苦労もあるかと思えますけれども、ただこの調査がいかに重要であるかと広報が環境を整えるということも含めて、うまく協力体制を進めていただきたいと思います。

それで、「a」「b」「c」の論点につきましては、ここで御了承を頂いて、妥当とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

では、ちょっと予定時間よりも 10 分ほど過ぎてしまいました。不手際で申し訳ございません。

本日の審議は一応これまでとさせていただきたいと思います。

本件につきましては、確認のバックデータというところで、調査実施者の方をお願いをしておりますので、次回、時間の許す限り、御提出を頂きたいと思います。

なお、皆様方におきまして、お願いがこちらの方からございます。

本部会において、審議を有効的・効率的に行うため、今回の審査を踏まえまして、御確認をしたいとか、情報量がたくさんございましたし、意見を本当は述べたかったのだけどもというようなことがございましたら、11 月 11 日月曜日までに、時間はその日までということでしょうか。そういうことでメール等で御連絡を頂ければ幸いです。

御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめの上、御指摘等に対する回答を作成し、次回の部会の資料として提出させていただきたいと思いますので、どうか御遠慮なくお申し出いただき、御協力をお願いいたします。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国勢統計企画官 その前にちょっと一言。

議事を担当する事務局として一言御礼申し上げます。

これまでの人口・社会の議論の仕方と、今回、新しいスキームでトライアルをさせていただきました。

委員のみなさまにおかれては非常に違和感もあったかと思いますが、全体を拝見して見まして、非常に見事にご対応いただけたと我々は思っております、部会長を初め、委員及び専門委員の先生方の審議の御協力に改めて感謝いたします。

本日、全体のアウトラインといいますか、議論の骨格といいますか、そういったところを把握いただけたと思っておりますので、先ほど部会長から御指摘ありましたように、記載要領ですとか、そういった具体的に御指摘いただいた部分を調査実施者と協力して、また資料を準備させていただきたいと思います。

とりあえず私からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、次回の日程等でございます。

次回の部会ですが、11 月 14 日、来週の木曜日、午前 10 時からとなります。

会議室は、場所が変わりまして、新宿区若松町の総務省第二庁舎 6 階の特別会議室となります。

部会長からはお話のありました、本日の部会審議についてのお気付きの点や、次回の部会において必要な資料等がございましたならば、11 月 11 日、期間がなくて恐縮でございますが、来週月曜日までに、メール等により事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても、審議資料とし

て利用しますので、お忘れなくお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員におかれましては、お荷物になるようでしたならば、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において、また席上にお配りいたします。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本当に御協力いただきまして、ありがとうございます。

これからもますます御協力いただきますよう、重ねて申し上げます。

では、本日の部会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。